

「手待ち時間」で規程の訂正！？ 会社担当者いわく・・・！

私たちは、これまで会社に対して、{「規程の訂正」に要する時間を労働時間として設けよ}と再三訴え、また申し入れも行ってきました。
しかし、会社は執拗に一環して {「手待ち時間」でやって下さい} と繰り返すのみでした。

関西支社の担当者に聞いてみると・・・

- 組合・・・「手待ち時間」というのはどういう時間なのですか？
会社・・・労働時間中だけでも労働をしていない時間でしょ。
組合・・・それは就業規則の何処に書いてあるのですか？
会社・・・目の前に転がっている何もしていない時間・・・
その中の細切れの時間を使って訂正（規程）頂いて構わないですよ。
直前で訂正出来なかったら管理者に言ってもらえば指示します。
組合・・・実際に規程を訂正したら、労働外時間になっています。
会社・・・勤務時間外になっていることを妨げませんが。
組合・・・そういうふうな状況になっているんじゃないですか？
会社・・・なっていません。
基本的に規程の訂正は、労働時間内でできる内容だと考えていますが・・・
組合・・・（繰り返し）就業規則に基づいてやるのに、基礎は何処に書いてあるのです
基本的に時間内でやるべきです。そのための時間を設けるべきです。
会社・・・それは、支社の権限外事項です。その時間を設けなさいと書かないといけませんね。
組合・・・別に書いていなくても出来るでしょう。管理者の指示でやればいいじゃないですか？
会社・・・関西支社としては出来ません。

「安全のために割く時間」を具体的に設けないとことんケチな会社の姿勢！！

会社は、「安全の定め規程」を訂正する時間を、何と「目の前に転がっている時間、その中の細切れを使って・・・」と「安全のために割く時間」をとことんケチっています。
また、「勤務時間外になっていることを妨げませんが。」と上から目線での物言いです。
しかも、組合主張の「実際に規程の訂正したら、労働外時間になっています。」をあっさり否定しきって「なっていません。」と言っています。皆さん！どう思います！？

以上の会社の説明では、到底納得が行きません！

私たちは、全乗務員の立場に於いて、「安全確立の一環」と、「サービス労働の根絶」を目指し、「規程の訂正」の時間を設けるよう、取り組みを強化して行きます！